

学校いじめ防止基本方針

大阪府立寝屋川支援学校
平成26年1月28日制定
平成29年4月1日改定
平成30年7月31日改定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、大阪の教育が大切にしてきた「互いの違いを認め、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育」を実践するため、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、

当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応し、より実効のないいじめの問題の解決を図ります。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、准校長、教頭、首席、指導教諭、部主事、
(生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、担任)

* 拡大委員会、及び、緊急時においては、()内の教職員が参加する。

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・

対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、次のとおり実施する。

大阪府立寝屋川支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容・相談窓口を児童、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容・相談窓口を児童、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容・相談窓口を児童、保護者へ周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認など） 「学校いじめ防止基本方針」について教職員で共有、HP更新
5月	校外学習（集団行動によるコミュニケーション能力の向上、年3回） 家庭訪問・懇談（家庭での様子の把握・個別の教育支援計画作成に関する情報聴取）	校外学習（集団行動によるコミュニケーション能力の向上、1年：年3回、2・3年：年2回） 家庭訪問・懇談（家庭での様子の把握・個別の教育支援計画作成に関する情報聴取）	校外学習（集団行動によるコミュニケーション能力の向上、年3回） 人権学習 家庭訪問・懇談（家庭での様子の把握・個別の教育支援計画作成に関する情報聴取）	年間を通じた児童生徒指導部を中心とした「あいさつ運動」 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	 いじめアンケート実施	3年生修学旅行（集団生活を通じた人間関係能力の向上） 人権学習 情報モラル学習 いじめアンケート実施	3年生修学旅行（集団生活を通じた人間関係能力の向上） 2年生宿泊学習（集団生活を通じた人間関係能力の向上） 人権学習 いじめアンケート実施	府立支援学校PTA協議会の取り組み「安全で安心な学校づくりアピール」 教職員人権研修（H30年度は2学期） いじめアンケート集計・公表
7月	保護者懇談（学校と家庭との情報共有） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 4・5年生宿泊学習（集団生活を通じた人間関係能力の向上）	保護者懇談（学校と家庭との情報共有） 中学校との交流学习 高等学校との交流学习 アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談（学校と家庭との情報共有） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 職場実習（社会性、勤労観の育成）	アンケート回収箱の設置 集計・公表 第2回委員会（進捗確認）
8月			職場実習・職場体験実習	情報モラル研修
9月	運動会	運動会	1年生個人懇談 高等学校との交流学习 運動会	
10月	6年生修学旅行（集団生活を通じた人間関係能力の向上） 保護者懇談（家庭での様子の把握）	2年生宿泊学習（集団生活を通じた人間関係能力の向上） 支援学校との交流学习		教職員対象にいじめ等に関する研修の実施

11月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置 集計・公表
12月	学習発表会 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	学習発表会 中学校との交流学習 高等学校との交流学習 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	学習発表会 高等学校との交流学習 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	
1月	人権学習 小学校との交流学習		高等学校との交流学習	教員による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)
2月	小学校との交流学習		高等学校との交流学習	第3回委員会(年間の取組みの検証)
3月	保護者懇談 (家庭での様子の把握)		1・2年生個人懇談	

* 「いじめについてのアンケート調査」を年1回実施する。

* 年間の学習活動において道徳教育に取り組む。

5 取組状況の把握と検証 (P D C A)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、学期に1回程度開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

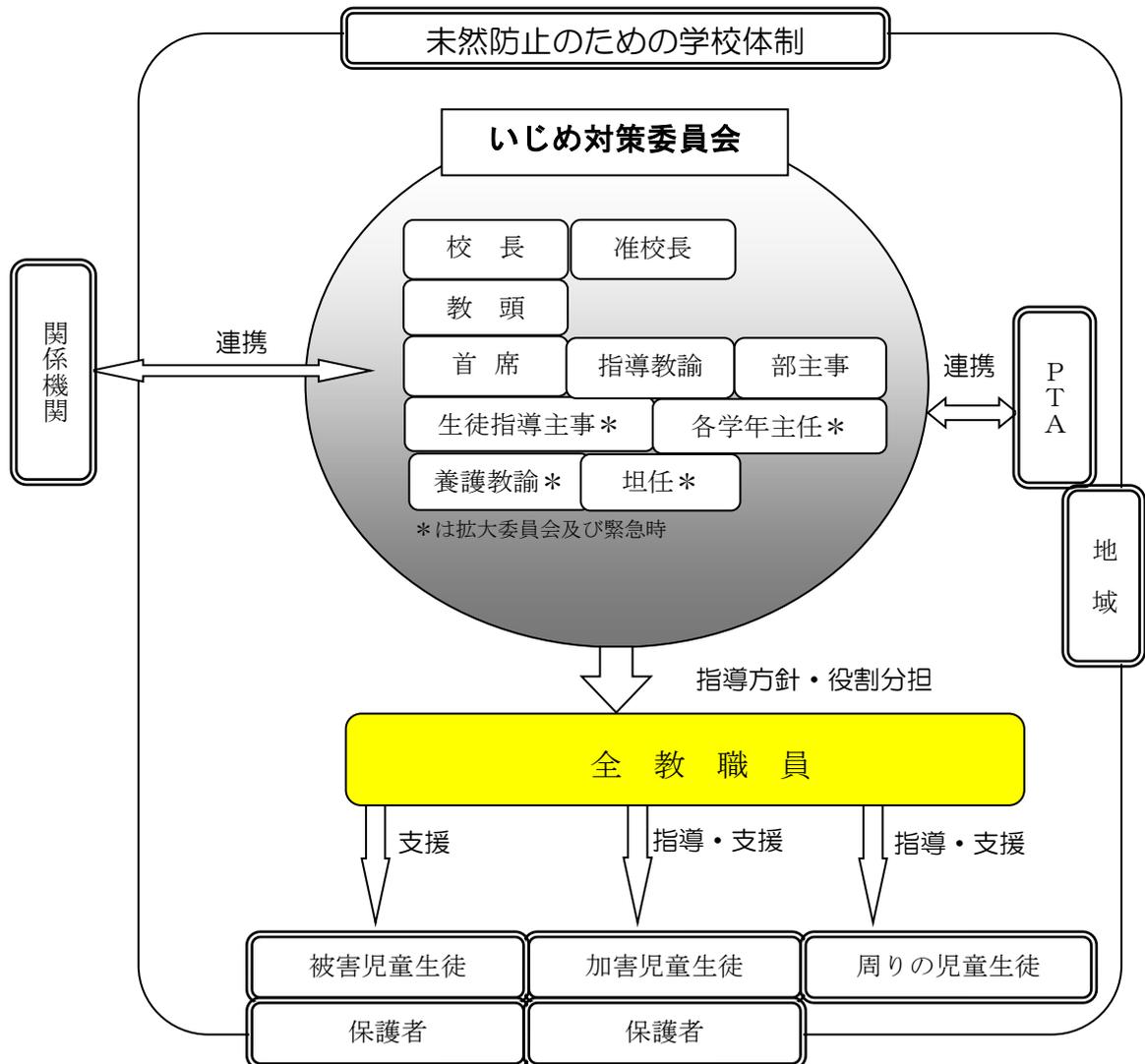
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、いじめに関する問題においては、未然防止に取り組むことが重要である。そのために、日常からいじめに関する問題に対しての教職員の意識を醸成するとともに、計画的・組織的に取り組むために、いじめ対策委員会を設置し、全教職員が対応する。

本校は、支援学校として「共に学び、共に育つ」教育を推進するため、日常的に教職員が児童生徒及び保護者との心のつながりを深めることに留意し、学校のすべての教育活動を通して児童生徒の豊かな人間性と社会性を育て、自己実現の達成を目指し

ている。これを実践することが、いじめ防止につながると考える。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議などで周知を図る。

児童生徒に対しては、全校集会や部集会、学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人権に関わる重大な問題であり、人として決して許される行為ではない」との雰囲気醸成していくことが必要である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた人権教育やキャリア教育の充実や、交流・共同学習、体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設けることで、他者の気持ちを理解する姿勢を培い、自他の存在を等しく肯定的に捉えるとともに互いの人格を尊重する態度を養う。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導においては、学習活動や人間関係に関するストレスが関わっていることに留意し、わかりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。

わかりやすい授業づくりを進めるために、一人ひとりの児童生徒の障がいについて十分に理解するとともに、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、それぞれに合った適切な支援方法を確認することが必要である。

また、運動会、学習発表会、児童生徒会活動等を通して児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。加えて、ストレスに適切に対処できる力を育むために、ソーシャルスキルトレーニングなども取り入れる。なお、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動がないよう指導の在り方に注意を払う。とりわけ人権を尊重した教育を進めるために適切な言語環境を整えることが大切であり、児童生徒の気持ちに寄り添った言葉かけをする必要がある。

(4) 児童生徒一人ひとりが、自己有用感や自己肯定感をもつことができるよう、学級活動、児童生徒会活動、運動会や学習発表会など学校の教育活動全体を通して、すべての児童生徒が活躍でき他者の役に立っていると感じることができるよう取り組む。

(5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権学習において参加型としたり具体的事例を取り上げたりしてわかりやすい工夫をする。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめを受けている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめを受けている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないため学校生活での児童生徒の様子の変化に注意するとともに、些細なことでも気になることがあれば、教職員間で情報交換し、情報を共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年2回と、いじめに特化したアンケートを年1回実施する。さらに定期的な教育相談としては、学期ごとの懇談の中で行う。日常の観察として、毎日の児童生徒の様子を学級担任が中心に観察し、気になる様子については教職員間で情報共有することが大切である。

(情報共有の流れの例：担任→学年→学年主任→部主事→いじめ対策委員会)

(2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、連絡帳などを通して、日常的に児童生徒の様子について情報共有することが大切である。

- (3) 児童生徒、その保護者及び教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いじめ対策委員会や保健室の活用について周知するとともに、日頃から声をかけやすい環境を作るために良好な人間関係づくりに努める。
- (4) 学年懇談や保護者懇談、PTA の学部懇談会などの機会を利用し、担任団だけでなく学年主任、部主事、養護教諭、管理職などに気軽に相談できるよう相談体制を広く周知する。懇談などからの情報をもとに相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて個人情報保護法に基づき適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめを受けた児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめを行った児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行った当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ重大事態

いじめにより、生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合や相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安）学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ重大事態と捉える。重大事態が発生した場合は、校長は直ちに学校の設置者（大阪府教育庁）に報告する。

3 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や部主事等に相談するとともに管理職に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心とな

って、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保できるよう、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、関係機関と連携して対応を行う。

4 いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめを行った児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員で対応する。また、必要に応じて関係機関と連携し、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてい

た「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任団が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営に取り組むとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。

運動会や学習発表会、校外学習等の活動は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、その取り組みの中で、児童生徒が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットや SNS 上に不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害を受けた生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、いじめ対策委員会と連携して状況を把握し、対応する。